

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に関する取り組みについて（見える化要件）

当事業所では、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に係る以下の取り組みを実施しております。

<処遇改善加算要件>

- ・取得加算：「処遇改善加算（Ⅲ）」、「特定処遇改善加算（Ⅱ）」

<職場環境等要件>

分類	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
労働環境・ 処遇の改善	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	
職場環境等要件 （その他）	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮